

下田市行事カレンダー（4月15日～5月14日）

各課 問合せ先	健：市民保健課健康づくり係 ☎②2217	国：市民保健課国保年金係 ☎②3922				
	市：市民保健課市民係 ☎②2215	観：観光交流課 ☎②3913				
	産：産業振興課 ☎②3914	防：防災安全課 ☎③4145				
	福：福祉事務所 ☎②2216	企：企画課 ☎②2212				
	図：市立図書館 ☎②0352	学：学校教育課 ☎②3929				
	生：生涯学習課 ☎②5055	選：選挙管理委員会 ☎②2211				
	この情報は4月15日現在のもので、今後変更される場合があります。					
日	月	火	水	木	金	土
4月の納税 納期は5月2日（月）					15	16
後期高齢者医療保険料8期						
「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を！」						
17	18	19	20	21	22	23 これば！（福）
24	25	26	27 市民相談（市）	28	29 昭和の日	30
5/1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子どもの日	6	7
8	9	10 2歳児健診（健） 2歳児半健診 法律相談（市）	11 市民相談（市） 年金相談（国）	12	13	14

申請条件	制度内容	受付期間
・申請者が、その住宅の所有者で、現在居住し、住民登録をされている方	市では、市内経済対策の一環として住宅リフォーム振興事業助成金の申請を募集します。 市では、市内経済対策の一環として住宅リフォーム振興事業助成金の申請を募集します。	※申請時に必要な書類については、市のホームページ又は産業振興課への問合せにて事前にご確認ください。
また、子育て支援分として、中学生以下の子供がいる世帯については、通常の助成金に改修工事に要する費用（消費税等を除く）が150万円以上の場合は30万円、20万円以上150万円未満の場合は20%の額を助成します。	住宅又は併用住宅で住居の用に供する部分の修繕、リフォームを対象とします。	※受付期間終了期日前に受付を終了する場合がありますのでご了承ください。
申請・問合せ先	工事完了期日	5月19日（木）～6月20日（月）※土日祝日除く
産業振興課地域経済促進係	※交付決定通知後、工事を着工し、工事完了期日までに完了報告を行うことができると工事が対象となります。	※新婚の方は、下田市結婚新得制限あり）を利用できる場合があるため、申請時に一聲おかけください。



- 市税を完納されている方（同一世帯に属する方も含みます。）
- すでに工事着工している建物は対象になりません。
- 今までに助成金制度を利用した方は、別の箇所であつても対象外です。
- ※申請時に必要な書類については、市のホームページ又は産業振興課への問合せにて事前にご確認ください。
- ※申請時に必要な書類については、市のホームページ又は産業振興課への問合せにて事前にご確認ください。
- ※受付期間終了期日前に受付を終了する場合がありますのでご了承ください。
- 5月19日（木）～6月20日（月）※土日祝日除く
- ※交付決定通知後、工事を着工し、工事完了期日までに完了報告を行うことができると工事が対象となります。
- ※新婚の方は、下田市結婚新得制限あり）を利用できる場合があるため、申請時に一聲おかけください。